養殖業シナジービジネス創出事業

公募要領の内容および提出物確認書

提案課題名 「＊＊＊＊＊＊」

応募者名 ●●

下記の各事項について理解した上で応募します。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | （１－６．事業実施期間関係）  養殖連携部会の評価によっては事業期間が短縮される場合があること及び本事業の経費助成対象となる期間は令和９年３月31日までであり、令和９年４月１日以降の経費は助成対象外ですが、今後の国の予算措置状況により、対象となる可能性があること。 |
| □ | （１－７．応募資格関係）  過去に本事業を受託している者又は応募の時点で本事業を実施している者は、原則として本事業に応募することはできないこと。 |
| □ | （１－７．応募資格関係）  既に本事業以外の国庫補助事業により補助を受けている者が、当該事業の補助対象となっている経費について、本事業により重複して補助対象とする内容で本事業に応募することが認められていないこと。 |
| □ | （１－７．応募資格関係）  当該JVが技術開発者と実証を行う養殖業者等の事業実施に必要な者により構成され、JVを構成する者がそれぞれの分担関係を明確になっていること |
| □ | （２－２．助成対象としない経費関係）  飼料等の通常の養殖生産に要する経費は助成対象とならないこと。 |
| □ | （３－５．助成金支援候補者の選定基準等関係）  （５．交付決定に必要な手続等関係）  養殖連携部会の審査により支援候補者が認定されること及び当該認定後にマリノフォーラム２１に対し、交付申請を行い、審査の結果、問題がなければ交付決定がなされること。 |
| □ | （４．事業実施者の責務関係）  　取得財産等について、処分制限期間においては、本事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図る必要があること及び処分制限期間においては、助成金の交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、本会の承認を受ける必要があること。 |
| □ | （８．その他関係）  　事前承認を得ることなく、事業基本計画を変更して実証を行うことは認められないこと、計画に変更が生じる場合は事前にマリノフォーラム２１に申し出ること。 |

以下の提出物が揃っていることを確認しました。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 養殖業シナジービジネス創出事業基本計画書（別途定める書式を用いて下さい） |
| □ | 事業概要ポンチ絵（A4用紙1枚） |
| □ | コンソーシアムの構成者の概要（定款、企業パンフレット等） |
| □ | コンソーシアムを形成する共同実施機関協定書等 |
| □ | 直近２か年分の財務状況が分かる資料  （貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書等） |
| □ | 公募要領の内容および提出物確認書（本紙） |